聖籠町子ども・子育て支援法施行細則をここに公布する。 令和元年9月30日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町規則第5号

聖籠町子ども・子育て支援法施行細則

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 教育·保育給付(第3条—第20条)

第3章 施設等利用給付(第21条—第28条)

第4章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(第29条―第47条)

第5章 特定子ども・子育て支援施設(第48条―第51条)

第6章 企業主導型保育事業(第52条・第53条)

第7章 その他(第54条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「政令」という。)及び子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法、政令、府令及び聖籠町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年聖籠町条例第18号。以下「条例」という。)の例による。

第2章 教育・保育給付

(労働時間の下限)

第3条 府令第1条の5第1号の規定により町が定める時間は、48時間とす

る。

(支給認定の申請)

第4条 府令第2条第1項の申請書は、子どものための教育・保育給付認定申 請書兼入所申込書(別記様式第1号)とする。

(保育必要量の認定)

- 第5条 保育必要量の認定は、府令第4条の規定により、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるところにより行うものとする。
 - (1) 府令第1条の5第1号又は第7号に掲げる事由に該当する場合(1月において120時間以上就労し、就学し、又は職業訓練を受講することを常態とする場合に限る。) 保育標準時間認定(1日当たり11時間までの保育必要量の認定をいう。以下同じ。)
 - (2) 府令第1条の5第1号又は第7号に掲げる事由に該当する場合(1月において48時間以上120時間未満就労し、就学し、又は職業訓練を受講することを常態とする場合に限る。) 保育短時間認定(1日当たり8時間までの保育必要量の認定をいう。以下同じ。)
 - (3) 府令第1条の5第2号から第5号まで又は第8号に掲げる事由に該 当する場合 保育標準時間認定
 - (4) 府令第1条の5第6号又は第9号に掲げる事由に該当する場合 保 育短時間認定(ただし、その事由を勘案し、町長が特に必要であると 認める場合は、保育標準時間認定とすることができる。)
 - (5) 府令第1条の5第10号に掲げる事由に該当する場合 府令第1条 の5に掲げる区分に応じてその事由を勘案し、保育標準時間認定又は 保育短時間認定のうち、町長が適当と認める認定

(申請結果の通知等)

- 第6条 府令第7条の規定による通知は、子どものための教育・保育給付認定・変更通知書(別記様式第2号)により行うものとする。
- 2 法第20条第5項の規定による通知は、子どものための教育・保育給付認 定却下通知書(別記様式第3号)により行うものとする。

(認定の有効期間)

第7条 府令第8条の規定により町が定める期間は、別表第1のとおりとする。

(状況の届出)

第8条 府令第9条第1項の規定による届書は、子どものための教育・保育給付認定労働又は疾病の状況等届出書(別記様式第4号)とする。

(変更認定の申請)

第9条 府令第11条第1項の規定による申請書は、子どものための教育・保 育給付認定変更申請書(別記様式第5号)とする。

(職権による認定変更)

第10条 府令第12条第1項の規定による通知は、子どものための教育・保 育給付認定変更通知書(別記様式第6号)により行うものとする。

(認定の取消し)

第11条 府令第14条第1項による通知は、子どものための教育・保育給付認定取消通知書(別記様式第7号)により行うものとする。

(申請内容変更の届出)

第12条 府令第15条第1項による届書は、子どものための教育・保育給付 費等申請内容変更届出書(別記様式第8号)とする。

(支給認定証の再交付)

第13条 府令第16条第2項による申請書は、子どものための教育・保育給付認定決定通知書再交付申請書(別記様式第9号)とする。

第2章 教育・保育給付

(利用者負担額)

- 第14条 法第27条第3項第2号、第28条第2項第1号、第29条第3項 第2号及び第30条第2項第1号により市町村が定める額(以下「利用者負 担額」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 教育認定子ども 0円
 - (2) 満3歳以上保育認定子ども 0円
 - (3) 満3歳未満保育認定子ども 別表第2のとおり
- 2 前項の規定にかかわらず、特定教育・保育給付認定保護者に係る別表第2 中第3階層から第4-3階層までの利用者負担額の月額は、別表第3のとお りとする。

(複数の小学校修了前子どもがいる世帯に係る利用者負担額の減免)

- 第15条 小学校修了前子ども(小学校、義務教育学校前期課程又は特別支援 学校小学部を修了する前の子どもをいう。以下同じ。)が同一世帯に2人以 上いる場合の教育・保育給付認定保護者に係る次の各号に掲げる満3歳未満 保育認定子どもが受けた教育・保育給付に関する利用者負担額は、前条の規 定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
 - (1) 小学校修了前子どものうちの2番目の年長者である満3歳未満保育 認定子ども 前条の規定により算定される額に100分の50を乗 じて得た額(ただし、特定教育・保育給付認定保護者に係る満3歳未 満保育認定子どもにあっては、0円)
 - (2) 小学校修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である 者を除く。)である満3歳未満保育認定子ども 0円

(所得に係る利用者負担額の減免)

- 第16条 特定被監護者等が2人以上いる場合の教育・保育給付認定保護者に係る次の各号に掲げる満3歳未満保育認定子どもに関する利用者負担額は、当該教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が57,700円未満(特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円未満)であるときは、第14条及び前条の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
 - (1) 政令第14条第1号イ及び口に掲げる満3歳未満保育認定子ども 第14条第1項(3)の規定により算定される額に100分の50 を乗じて得た額(ただし、特定教育・保育給付認定保護者に係る満3 歳未満保育認定子どもにあっては、0円)
 - (2) 政令第14条第2号イからハまでに掲げる満3歳未満保育認定子ど も 0円

(特別の事由がある教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額の減免)

第17条 府令第56条に掲げる事由があることにより、特定教育・保育等に要する費用を満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が負担することが困難であり、その負担を軽減する必要があると町長が認めるときは、当該教育・保育給付認定保護者の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税の課税状況にかかわらず、当該教育・保育給

付認定保護者をその属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して、町長 が適当と認める区分(別表第2または別表第3の階層区分をいう。)に該当 するものとみなし、前2条の規定を適用するものとする。

2 前項の規定による教育・保育給付認定保護者からの利用者負担額の減免手 続きについては、町長が別に定める。

(月の途中の変更等)

第18条 満3歳未満保育認定子どもが府令第58条各号に掲げる事由のいず れかに該当した月の利用者負担額は、次の算式により日割りによって計算し て得た額とする。

算式 前条までの規定により算出した利用者負担額: 府令第59条による日数×当該月に当該特定教育・保育施設にて特定教育・保育等を受けていた期間における当該特定教育・保育施設の開所日数(10円未満切り捨て)

(利用者負担額の納期限)

第19条 満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者は、当該子どもに係る当月分の利用者負担額を、その月の末日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、当該日の翌日)までに納付しなければならない。

(特例施設型給付費及び特例地域型保育給付費の額)

第20条 法第28条第2項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した額から町が定める額を控除して得た額を基準として町が定める額、法第30条第2項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した額から町が定める額を控除して得た額を基準として町が定める額及び同項第4号の内閣総理大臣が定める基準により算定した額から町が定める額を控除して得た額を基準として町が定める額は、それぞれ法第28条第2項第1号、第30条第2項第1号又は同項第4号の規定によりその基準とされる額とする。ただし、当該額によることが適当でないと認められる特別の事情がある場合においては、当該特別の事情を勘案して町長が適当と認める額とすることができる。

第3章 施設等利用給付

(施設等利用給付認定の申請)

第21条 府令第28条の3第1項による申請書は、次の各号に掲げるところ

によるものとする。

- (1) 法第30条の4第1号に該当する子ども 子育てのための施設等利 用給付認定・変更申請書(法第30条の4第1号) (兼現況届) (別 記様式第10号)
- (2) 法第30条の4第2号及び第3号に該当する子ども 子育てのため の施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・第3号) (兼現況届) (別記様式第11号)
- (3) 既に法第19条第1項第2号又は第3号による教育・保育給付認定を受けている子どもであって、施設等利用給付認定の申請と同時に教育・保育給付認定を法第19条第1項第1号認定とする変更申請を行う子ども 子どものための教育・保育給付認定変更申請書(法第19条第1項第1号)兼子育てのための施設等利用給付認定申請書(法第30条の4第2号・第3号)(別記様式第12号)
- 2 法第20条第1項の規定による認定を受けていない、又は今後も受ける予定のない小学校就学前子どもの保護者が、法第30条の5第1項の規定により申請を行うときは、前項の申請書と併せて、保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書(別記様式第13号)を提出するものとする。

(施設等利用給付認定の決定)

- 第22条 法第30条の5第3項による通知は、施設等利用給付認定通知書(別 記様式第14号)により行うものとする。
- 2 法第30条の5第4項による通知は、施設等利用給付認定申請却下通知書 (別記様式第15号)により行うものとする。

(施設等利用給付認定の有効期間)

第23条 府令第28条の5の規定により町が定める期間については、第7条 の規定を準用するものとする。

(施設等利用給付認定の変更申請)

第24条 府令第28条の8第1項による申請については、第21条の規定を 準用する。

(施設等利用給付認定の職権変更)

第25条 府令第28条の9による通知は、施設等利用給付認定変更通知書(別

記様式第16号)により行うものとする。

(施設等利用給付認定の取消通知)

第26条 府令第28条の11による通知は、施設等利用給付認定取消通知書 (別記様式第17号)により行うものとする。

(施設等利用給付認定申請内容の変更届出)

第27条 府令第28条の12による届書は、施設等利用給付認定変更届(別 記様式第18号)とする。

(施設等利用費の請求に係る様式)

- 第28条 府令第28条の19第1項の規定による請求書は、次の各号に掲げる区分により、当該各号に定める様式とする。
 - (1) 幼稚園又は特別支援学校の施設等利用費(第3号の預かり保育事業 に係るものを除く。)を当該施設等利用給付認定保護者が町に請求を 行う場合 施設等利用費請求書(償還払い用)(別記様式第19号)
 - (2) 幼稚園及び特別支援学校の施設等利用費(第3号の預かり保育事業に係るものを除く。)を当該施設が当該施設等利用給付認定保護者に代わって町に施設等利用費の請求を行う場合 施設等利用費請求書(法定代理受領用)(別記様式第20号)及び施設等利用費請求金額内訳書(新制度未移行幼稚園用)(別記様式第21号)
 - (3) 預かり保育事業(法第7条第10項第5号に規定する事業をいう。) に係る施設等利用費を当該施設等利用給付認定保護者が町に請求を 行う場合 施設等利用費請求書(償還払い用)(別記様式第22号)
 - (4) 認可外保育施設等(法第7条第10項第4号、第6号、第7号及び 第8号に掲げる事業をいう。)の施設等利用費を当該施設等利用給付 認定保護者が町に請求を行う場合 施設等利用費請求書(償還払い 用)(別記様式第23号)
 - (5) 認可外保育施設等の施設等利用費を当該施設が当該施設等利用給付 認定保護者に代わって町に請求を行う場合 施設等利用費請求書(法 定代理受領用) (別記様式第24号)及び施設等利用費請求金額内訳 書(別記様式第25号)
- 2 府令第28条の19第2項の規定による特定子ども・子育て支援提供証明

書は、特定子ども・子育て支援提供証明書(別記様式第26号)とする。

- 3 府令第28条の19第2項の規定による証拠書類は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第56条第1項の規定による領収証とし、次の各号に掲げる区分により、当該各号に定める様式とする。
 - (1) 第1項第1号による請求に係るもの 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証(別記様式第27号)
 - (2) 第1項第3号又は第4号による請求に係るもの 特定子ども・子育 て支援の提供に係る領収証(別記様式第28号)

第4章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

(確認の申請)

第29条 府令第29条の申請書は、特定教育・保育施設確認申請書(別記様 式第29号)とする。

(確認の変更の申請)

第30条 府令第31条の申請書は、特定教育・保育施設確認変更申請書(別記様式第30号)とする。

(変更の届出等)

- 第31条 法第35条第1項の規定による届出は、住所等変更届出書(別記様式第31号)により行うものとする。
- 2 法第35条第2項の規定による届出は、利用定員減少届出書(別記様式第32号)により行うものとする。

(確認の辞退)

第32条 特定教育・保育施設の設置者は、法第36条の規定により当該特定 教育・保育施設の確認を辞退しようとするときは、確認辞退届出書(別記様 式第33号)を町長に提出するものとする。

(報告等)

- 第33条 法第38条第1項の規定による報告又は物件の提出若しくは提示の 命令は、報告等命令書(別記様式第34号)により行うものとする。
- 2 法第38条第1項の規定による出頭の求めは、出頭要求書(別記様式第3 5号)により行うものとする。

(勧告、命令等)

- 第34条 法第39条第1項の規定による勧告は、措置勧告書(別記様式第36号)により行うものとする。
- 2 法第39条第3項の規定による公表は、町ホームページへの掲載により行うものとする。
- 3 法第39条第4項の規定による命令は、措置命令書(別記様式第37号)により行うものとする。
- 4 法第39条第5項の規定による公示は、町掲示場への掲示により行うものとする。

(確認の取消し等)

第35条 法第40条第1項の規定により法第27条第1項の確認を取り消し、 又はその確認の全部若しくは一部の効力を停止するときは、確認取消・停止 通知書(別記様式第38号)により通知するものとする。

(公示の方法)

第36条 法第41条の規定による公示は、町掲示場への掲示により行うものとする。

(確認の申請)

第37条 府令第39条の申請書は、特定地域型保育事業者確認申請書(別記様式第39号)とする。

(確認の変更の申請)

第38条 府令第40条の申請書は、特定地域型保育事業者確認変更申請書(別記様式第40号)とする。

(変更の届出等)

- 第39条 法第47条第1項の規定による届出は、住所等変更届出書(別記様 式第31号)により行うものとする。
- 2 法第47条第2項の規定による届出は、特定地域型保育事業者利用定員減 少届出書(別記様式第41号)により行うものとする。

(確認の辞退)

第40条 特定地域型保育事業者は、法第48条の規定により当該特定教育・保育施設の確認を辞退しようとするときは、確認辞退届出書(別記様式第3

3号)を町長に提出するものとする。

(報告等)

- 第41条 法第50条第1項の規定による報告又は物件の提出若しくは提示の 命令は、報告等命令書(別記様式第34号)により行うものとする。
- 2 法第50条第1項の規定による出頭の求めは、出頭要求書(別記様式第3 5号)により行うものとする。

(勧告、命令等)

- 第42条 法第51条第1項の規定による勧告は、措置勧告書(別記様式第36号)により行うものとする。
- 2 法第51条第2項の規定による公表は、町ホームページへの掲載により行 うものとする。
- 3 法第51条第3項の規定による命令は、措置命令書(別記様式第37号)により行うものとする。
- 4 法第51条第4項の規定による公示は、町掲示場への掲示により行うものとする。

(確認の取消し等)

第43条 法第52条第1項の規定により法第29条第1項の確認を取り消し、 又はその確認の全部若しくは一部の効力を停止するときは、確認取消・停止 通知書(別記様式第38号)により通知するものとする。

(公示の方法)

第44条 法第53条の規定による公示は、町掲示場への掲示により行うものとする。

(業務管理体制の整備に関する事項の届出)

- 第45条 府令第46条第1項の規定による届書は、業務管理体制の整備(区分変更)に関する届出書(別記様式第42号)とする。
- 2 府令第46条第3項の規定による届書は、業務管理体制の整備に関する変 更届出書(別記第様式43号)とする。

(報告等)

第46条 法第56条第1項の規定による報告又は物件の提出若しくは提示の 命令は、報告等命令書(別記様式第34号)により行うものとする。 2 法第56条第1項の規定による出頭の求めは、出頭要求書(別記様式第3 5号)により行うものとする。

(勧告、命令等)

- 第47条 法第57条第1項の規定による勧告は、措置勧告書(別記様式第36号)により行うものとする。
- 2 法第57条第2項の規定による公表は、町ホームページへの掲載により行 うものとする。
- 3 法第57条第3項の規定による命令は、措置命令書(別記様式第37号)により行うものとする。
- 4 法第57条第4項の規定による公示は、町掲示場への掲示により行うものとする。

第5章 特定子ども・子育て支援施設

(確認の申請)

第48条 府令第53条の2の規定による申請書は、特定子ども・子育て支援 施設等確認申請書(別記様式第44号)とする。

(確認の変更の届出)

第49条 府令第53条の3第1項による届出は、特定子ども・子育て支援施設等確認変更届(別記様式第45号)により行うものとする。

(確認の辞退)

- 第50条 法第58条の6第1項の規定による確認の辞退は、特定子ども・子 育て支援施設等確認辞退届(別記様式第46号)により行うものとする。 (公示)
- 第51条 法第58条の11の規定による公示は、町掲示場への掲示により行うものとする。

第6章 企業主導型保育

(利用報告)

第52条 小学校就学前子どもの保護者が、法第59条の2第1項に規定する 仕事・子育て両立支援事業(以下「企業主導型保育事業」という。)の利用 を開始したときは、企業主導型保育事業利用報告書(別記様式第47号)を、 利用開始日が属する月のうちに、当該事業を経由したうえで町長に提出する ものとする。

(利用終了報告)

第53条 企業主導型保育事業を利用している保護者が当該事業の利用を終了 したときは、企業主導型保育事業利用終了報告書(別記様式第48号)を、 利用終了日から1ヶ月以内に、当該事業を経由したうえで町長に提出するも のとする。

第7章 その他

(その他)

第54条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て支援法等の施行に関 し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(聖籠町保育の必要性の認定基準に関する規則の廃止)

第2条 聖籠町保育の必要性の認定基準に関する規則(平成27年規則第1号) は、廃止する。

(聖籠町保育料に関する規則の廃止)

- 第3条 聖籠町保育料に関する規則(平成27年規則第20号)は、廃止する。 (経過措置)
- 第4条 この規則の施行の日前に受けた保育に係る改正前の聖籠町保育料に関する規則の規定により徴収する保育料については、なお従前の例による。

(法附則第6条第4項による費用の徴収)

第5条 第14条から第20条までの規定は、法附則第6条第4項の家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額について準用する。この場合において、第14条中「次の各号」とあるのは「次の各号(第1号を除く。)」と読み替えるものとする。

(施行日時点での企業主導型保育事業利用の確認)

第6条 施行日時点において、町内に居住する小学校就学前子どもが利用している企業主導型保育事業は、企業主導型保育事業利用状況報告書(令和元年10月1日現在)(附則別記様式第1号)により、その利用状況を町長に報

告するものとする。

別表第1 (第7条関係)

		,	
号	保育認定事由	有効期間	
第4号口	6 号	効力発生日から90日を経過する日が属する	
	(求職活動)	月の末日まで	
第6号	9号	当該育児休業に係る児童の満1歳を迎える日	
	(育休時の継続利用)	が属する月の末日まで	
第7号	10号	申請内容を勘案して町長が定める期間	
	(市町村認定)		
第12号	9号	当該育児休業に係る児童の満1歳を迎える日	
	(育休時の継続利用)	が属する月の末日まで	
		※期間の末日までに満3歳に達する場合は、	
		その前日まで	
第13号	10号	申請内容を勘案して町長が定める期間	
	(市町村認定)		

別表第2(第14条関係)

階層区分				保育料(月額)	
			简	保育標準時間	保育短時間
第1 生活保護世帯			保護世帯	0円	0円
第2 市町村民税非課税世帯			村民税非課税世帯	0円	0円
第3	1	均等	割の額のみの世帯	9,800円	9,600円
	2		48,600円未満	13,800円	13, 500円
	1	市	48,600円以上58,200円未満	18,000円	17,600円
第4	2	町	58, 200円以上67, 800円未満	20, 200円	19,800円
	3	村	67,800円以上77,400円未満	22, 400円	22,000円
	4	民	77, 400円以上87, 000円未満	24,600円	24, 100円
	5	税	87,000円以上97,000円未満	26,800円	26, 300円
第5	1	所	97,000円以上121,000円未満	29,000円	28, 500円
	2	得	121,000円以上145,000円未満	31, 200円	30,600円
	3	割	145,000円以上169,000円未満	33, 400円	32,800円
第6	1	課	169,000円以上213,000円未満	35, 600円	34,900円
	2	税	213,000円以上257,000円未満	37,800円	37, 100円
	3	世	257,000円以上301,000円未満	40,000円	39, 300円
第7		帯	301,000円以上397,000円未満	40, 200円	39, 500円
第8			397,000円以上	40, 400円	39, 700円

別表第3 (第14条関係)

階層区分			保育料(月額)		
			保育標準時間	保育短時間	
第2 市町村民税非課税世帯			0円	0円	
第3	1	市町村民税均等割の	みの世帯	9,000円	8,800円
	2	市町村民税所得割課税世帯	48,600円未満	9,000円	8,800円
第4	1		48,600円以上58,200円未満	9,000円	8,800円
	2		58, 200円以上67, 800円未満	9,000円	8,800円
	3		67,800円以上77,101円未満	9,000円	8,800円
	4		77, 101円以上	別表第1の1中 第4—3階層へ	別表第1の1中 第4—3階層へ